

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、教育・研究機関等の存在など地域の特徴について)

○地理的条件・人口

電子部品・デバイス関連産業と自動車や航空機等の輸送機関連産業の立地・集積を目指す秋田県中央南部地域（以下「当地域」という）は、県央部（秋田市、潟上市）と県南部（横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町）及び日本海沿岸の南西部（由利本荘市、にかほ市）の8市2町で構成され、総面積は、629,771ha（県全体の54.2%）、可住地面積は、188,504ha（同59.0%）となっている。

当地域は、南は山形県と一部宮城県に、東は岩手県に隣接し、西は日本海に面している。当地域を貫流する一級河川の雄物川や子吉川の流域には、盆地や平野が形成され、こうした平坦地と豊かな水・肥沃な土壌を活用して農業やものづくり産業等が発展してきた。

また、当地域の人口は、約74万人であり、そのうち県都の秋田市には、約32万人の人口が集中し、県内人口の約30%を占めており、秋田県の経済や文化の中核的な都市として発展している。この他、横手市が約9万人、大仙市と由利本荘市がそれぞれ約8万人、湯沢市が約5万人、潟上市、にかほ市、仙北市がそれぞれ約3万人、美郷町、羽後町がそれぞれ約2万人という状況である。

※総面積は「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」（平成27年10月1日、国土交通省）による。

※可住地面積は「統計でみる市区町村のすがた2016」（総務省）による。

※人口は「平成27年国勢調査人口等基本集計」（総務省）による。

○既存の産業集積の状況

・電子部品・デバイス関連産業の集積

電子部品・デバイス関連産業における当地域の製造品出荷額等は、3,058億円で県全体の96.2%を占めている。また、事業所数は83事業所で県全体の80.6%を占め、従業員数でも91.5%を占めている。

特に、由利本荘市とにかほ市では、TDK株式会社秋田地区を核として高い電子部品・デバイス関連企業の集積が進んでおり、両市の電子部品・デバイスに関する製造品出荷額等は2,126億円で県全体の66.9%を占めているほか、両市の製造品出荷額等の8割近くが電子部品・デバイス関連産業で占められているなど、極めて集積度が高く、同分野における東北一の集積地となっている。こうしたことで、関連技術・技能の蓄積に優位性があり、関連した金型やプラスチック成形等の基盤技術分野の優良企業も立地していることから、これらメリットを十分生かした立地・集積の促進を戦略的に進めていくことができる。

また、県央部の秋田市と潟上市及び、広大な可住地面積を有する県南部の横手市、

湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町でも電子部品・デバイス関連企業が集積しており、これら自治体の事業所数は合計で53事業所、従業員数で4,414人と県全体の39.9%を占めている。

・輸送機関連産業の集積

輸送機関連産業では、秋田市から県南部において関連企業が集積が進んでおり、当地域の製造品出荷額等は、510億円で県全体の82.5%を占めている。また、事業所数は19事業所で県全体の67.9%を占め、従業員数でも71.4%を占めている。このうち横手市では、製造品出荷額等が458億円で県全体の74.2%を占め、輸送用部品生産における県内の拠点となっている。

自動車産業では、東日本大震災を契機にリスク分散の重要性が高まっていることやトヨタ自動車東日本株式会社の設立を契機として、東北からの域内調達強化の取組が活発化していることから、横手ICを中心とした県南部の交通の要所・物流の拠点である横手市を中心として、その利便性を活かすことによりますます集積していくことが期待される。

また、航空機産業では、平成18年度の輸送機コンソーシアム設立以降、製造・整備用機材、内装品の製造品出荷額を順調に伸ばしている。最近では、複数の県内企業が連携して内装品の供給体制を拡大する動きやエンジンなど基幹部品への参入も進んできており、今後もさらなる拡大が期待される。

※事業所数、従業員数、製造品出荷額等は「平成26年工業統計調査」（経済産業省）による。

○教育・研究機関等の存在

秋田市には、理工系分野の学部を持つ秋田大学や秋田工業高等専門学校の高専教育機関があるほか、県の試験研究機関である秋田県産業技術センターがあり、由利本荘市には、秋田県立大学システム科学技術学部がある。これらの高等教育機関や公設試験研究機関では、研究開発や開発技術の民間移転に積極的に取り組んでいるほか、技術支援を行っている。

また、秋田市にある公益財団法人あきた企業活性化センターは、企業支援のワンストップセンターとして、各企業支援機関と連携して様々な技術相談等に応じているほか、由利本荘市にある公益財団法人本荘由利産学振興財団では、隣接している秋田県立大学と連携しながら、技術相談や人材育成など、特に本荘由利地域の企業を中心とした支援を行っている。

○道路・港等インフラの整備状況

近年、日本海沿岸東北自動車道などの高速道路の整備が進み、東北自動車道や秋田空港、秋田港など高速交通・物流拠点へのアクセス性が向上したことにより、物流機能の効率化が進展し、さまざまな分野で地域内外との交流が促進されている。

秋田自動車道は岩手県北上 J C T で東北自動車道に接続しているほか、東北中央自動車道は平成19年に湯沢市雄勝まで延伸している。また、秋田市河辺で秋田自動車道と接続している日本海沿岸東北自動車道は、平成27年に象潟まで延伸している。これらの各自動車道は、県南部の道路交通上の玄関口であり、さらなる整備・延伸が期待されている。

重要港湾である秋田港は、平成7年に韓国・釜山港の国際コンテナ航路が開設して以来、韓国・中国に対するコンテナ貨物個数を順調に伸ばし、平成27年のコンテナ貨物取扱個数（実入り）は42,159 T E U で、国際コンテナ定期航路も週5便となっている。また、国際コンテナターミナルの拡張整備や荷役作業の効率化のため新たなガントリークレーンを2基体制に強化するなど、環日本海交流の拠点化に向け機能強化を図っている。

（目指す産業集積の概要について）

電子部品・デバイス関連産業は本県の主要産業で、平成26年工業統計において、製造品出荷額等、付加価値額ともに産業別で最も多くなっており、今後も本県経済を牽引する産業としてさらなる発展が期待されている。

また、県の成長戦略である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」（平成26年度～平成29年度）及び「あきた未来総合戦略」（平成27年度～平成31年度）において、輸送機関連産業を重点施策の一つに位置づけ、推進している。

こうしたことから、当地域では、自治体や公設試験研究機関、大学等の高等教育機関をはじめ関係機関が一体となって、電子部品・デバイス関連産業のさらなる強化を図るとともに、これまで蓄積した電子部品・デバイス産業の技術・技能を活かした新事業展開や新技術開発の支援を行い、輸送機産業への参入等を促進していく。


また、輸送機関連産業の立地により、当地域に立地する電子・デバイス関連企業の受注増やさらなる集積を促すことが期待され、この2つの分野が相互に刺激し合いながら、付加価値の高い産業集積の形成と持続的な地域経済の発展を実現していく。

（2）具体的な成果目標

	現状（H26）	計画終了後（H33）	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	1,457億円	1,769億円	21%

（3）目標達成に向けたスケジュール

取組事項	取組主体	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
（産業用用地等の整備に関する事項） ①企業ニーズの把握 ②産業用用地・共用設備の整備	県、市町村、秋田県産業技術センター					



取組事項	取組主体	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
（人材の育成及び確保に関する事項） ①セミナー等による人材育成	秋田県、市町村、秋田県産業技術センター、大学他					
（技術支援等に関する事項） ①技術相談・指導 ②共同・受託研究 ③技術移転	秋田県産業技術センター、(公財)あきた企業活性化センター、大学他					
（その他の企業立地及び事業高度化のための環境整備等に関する事項） ①輸送機産業への各種支援 ②国の技術開発事業等の活用 ③設備投資補助等初期投資軽減のための支援制度 ④インフラ整備	県、市町村、秋田県産業技術センター、(公財)あきた企業活性化センター					

2 集積区域として設定する区域

（区域）

当計画において、設備投資や企業立地等により事業高度化や産業集積を促進する地域として、次の市町を集積区域として設定する。

秋田市、横手市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、にかほ市、仙北市、美郷町、羽後町（10市町）

設定する区域は、平成28年11月1日現在における行政区画、その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域、保安林及び国有林、自然公園区域、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区等の環境保全上重要な地域を除外する。

また、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び特定植物群落を環境保全上重要な地域として除外する。

ただし、鳥獣保護区域のうち、にかほ市の一部区域（金浦臨海工業団地、立沢地区、山王森地区、仁賀保産業団地）については集積区域とする。

（集積区域の可住地面積）

188,504ha

【市町別内訳】

No	市町村名	総面積 (ha)	可住地面積 (ha)
1	秋田市	90,609	28,716
2	横手市	69,280	31,612
3	湯沢市	79,091	15,802
4	由利本荘市	120,960	29,623
5	潟上市	9,773	6,572
6	大仙市	86,677	36,680
7	にかほ市	24,113	7,821
8	仙北市	109,356	15,121
9	美郷町	16,834	9,635
10	羽後町	23,078	6,922
合 計		629,771	188,504

※総面積は「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」(平成27年10月1日、国土交通省)による。

※可住地面積は「統計でみる市区町村のすがた2016」(総務省)による。

(各市町村が集積区域に指定されている理由)

県央部の秋田市と潟上市及び、県南部の横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町は古くから雄物川流系の都市として、社会経済上の結びつきが深く、秋田自動車道と東北中央自動車道により、地域内との交流が一層活性化してきている。

また、日本海沿岸の県南西部に位置する由利本荘市及び、世界的な電子・デバイスメーカーのTDK株式会社の発祥の地であるにかほ市には、多くのTDK関連の事業所が存在しており、電子部品・デバイス関連企業の集積が図られている地域である。また、理工系分野の高等教育機関である秋田県立大学システム科学技術学部が由利本荘市にあり、当大学では、地元の電子部品・デバイス関連企業との連携を図りながら、地域と一体となった事業化に向けた研究や開発に取り組んでいる。

県都秋田市は、県内の交通の要衝として、空港(羽田空港まで65分)、新幹線(東京駅まで最短3時間37分)、高速道路で首都圏と結ばれており、市内の秋田港では韓国や中国との国際コンテナ定期航路が開設され、本県における国内外の物流や人的交流の窓口となっている。

さらに、秋田市には理工系分野の学部を持つ秋田大学や秋田県立大学、秋田工業高等専門学校のほか、秋田県産業技術センター等の試験研究機関が集積されており、産業技術開発や民間企業への技術移転活動が活発に展開されて、県南地域及び本荘由利地域の電子部品及び輸送機関連分野に関する研究開発にも成果を上げてきている。

こうした物流や研究開発の拠点である秋田市と県南地域の各市町とは秋田自動車道を利用して、1時間ほどで移動が可能であり、本荘由利地域とは日本海沿岸東北自動車道で約40分程度で移動が可能である。なお、由利本荘市と横手市、湯沢市、大仙市、仙

北市、美郷町、羽後町とはそれぞれ一般国道の105号、107号、108号の幹線道路の整備が進んでおり、ほぼ1時間以内でアクセスできる状況にある。

以上のことから、当地域を一つの集積区域として設定することで、電子・輸送機関連産業の集積を高めるとともに、地域経済の活性化を図っていく。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

○秋田市

<秋田新都市産業区>

秋田市御所野湯本 2-1-8~12、2-1-20、3-1-3、4-1-1~7、4-1-9~12、4-2-1~3、
5-1-1~22、5-1-25~29、5-1-39~48、5-1-53、5-1-55、5-1-58、
6-2-1~15、6-2-29~30、6-2-33~36

<秋田湾産業新拠点>

秋田市飯島字古道下川端 219-1、220-1、220-4、221、224-1、224-4、225-1~2

<七曲臨空港工業団地>

秋田市河辺戸島字七曲台 120-1~13、120-18~21、120-24~25、120-27、
120-46~48、120-59、120-65、120-67、120-69、120-73、
120-76、120-85、120-92、120-95~96、312-1、315-1

<下新城地区>

秋田市下新城中野字街道端西 233-1~7、233-9~14、233-16~19、233-21~24、
233-29~31、233-33、233-36~38、233-42~46、
233-49~53、233-57~61、233-70、233-86~93、
233-111~114、235、239、239-3~13、239-16、
240-5~9、240-15~18、240-24、240-33、240-81、
240-95、240-102、240-105、240-109~113、240-115

<飯島地区>

秋田市飯島字砂田 1-1~3

秋田市飯島字穀丁大谷地 1-3

秋田市土崎港相染町字西山根 11-1、11-11

<茨島地区>

秋田市茨島3丁目 14-1~2、14-4~7、14-11~23、14-25~26、14-33、17、
18-1~6、19

秋田市茨島5丁目 14-8~10

○横手市

<横手第二工業団地>

横手市柳田 1-1~3、1-14、1-16、4-1~3、12-1、12-3~4、12-10~12

○湯沢市

<湯沢工業団地>

湯沢市岩崎字壇ノ上 1、2、3-1~9、5、6-1~2、8-1、8-3、8-5、8-7~8

<寺沢工業団地>

湯沢市寺沢字中川原 1-7、1-21、2-3

湯沢市寺沢字本郷 1-24、1-26、50-4、51-2、60-2、61-1、65-1~3、68-1、80-2、
80-4、81-3、81-9、81-11、82-1、83-4、88-2、88-3、89、91-7、
91-10、103-2、141、143~145、147~151、216、217

<山田工業団地>

湯沢市字福島尻 1-1、1-3、17、18

湯沢市山田字福島開 231-4、231-12、231-16~18、231-19~20、259-7、372-1、
372-6、388-1

<愛宕地区>

湯沢市愛宕町四丁目 1、67-27

<深掘地区>

湯沢市深掘字中川原 116-5、116-7、120-4

<白幡工業団地>

湯沢市駒形町字三又白幡 11、15、108-2、118-1、118-3、119-1、120、121、123、
124、126、128、130、132、134、137、138、141、
142~144、150、151、155、163~165、166-5、198、199

湯沢市駒形町字三又永段 138、139、141、144、151、217、218-1、219

○由利本荘市

<本荘工業団地>

由利本荘市万願寺 1-5~6、1-8~9、1-27

<土谷地区>

由利本荘市土谷字前田 39-1

<石脇地区>

由利本荘市石脇字山ノ神 11-904、11-954、11-955、16-57、16-132、16-134

<藤崎地区>

由利本荘市藤崎字大長根下 5-2、10-12、10-31、10-35、10-68

<大内地区>

由利本荘市大内三川字弘川地 40-16、41-2~4、41-6、80-7、81-24~25、146-1

<中田代地区>

由利本荘市中田代字板井沢 237-2、238-1、238-3、238-6、238-8~11、238-15、
240-10、331-2

由利本荘市中田代字朴沢地 234-15、234-21、235、236、238~242、244、245-1、
246-1、252-1、253-1、254-1、255-1、256-1、263-1

< 東由利地区 >

由利本荘市東由利蔵字上ノ山 16-1

< 鳥海地区 >

由利本荘市鳥海町小川字榎ノ木平 2-1

○大仙市

< 中沢工業団地 >

大仙市内小友字山根 89-25、89-30～31

< 北野目工業団地 >

大仙市北野目字白山堂下 308-1、308-3、596-1、708-1、810-3、1335-2

< 東長野工業団地 >

大仙市豊川字美濃川 2、36-18

大仙市豊川字八丁堀 69-3

< 大和田工業団地 >

大仙市戸地谷字大和田 176-1

< 西ノ又工業団地 >

大仙市南外南榎岡字西ノ又 495-6

大仙市南外字無尻橋 174-4～8

< 西根工業団地 >

大仙市西根字鳥居 58-2～4、58-10

○にかほ市

< 象潟北部工業団地 >

にかほ市象潟町字立石 4-3～8、4-11～19、4-21、4-27、4-32、4-33、4-35～36、
4-38、4-40～41、40-19～20、40-22～23、40-26～27、40-29、
40-36、40-38

にかほ市象潟町字二階谷地 141-3～4、141-12～13

にかほ市象潟町字下浜山 9-1、9-16～18、9-20～21

にかほ市象潟町字蒲谷地 1-4～7、1-9～18、1-20～33、1-35～38

にかほ市象潟町字源蔵潟 1-4～8、1-11、1-16～17、1-19～21、1-24～25、1-29、
1-32～37

< 金浦臨海工業団地 >

にかほ市飛字高森 19-2～3

にかほ市飛字餅田 4-1、11-2、12、13-1～3、13-6、13-9～14、13-21～22、13-24、
13-30～31

にかほ市飛字堂宝作 42-3、138-1

にかほ市飛字雨谷地 31

にかほ市飛字内平 37-2

にかほ市黒川字平森 25-4、25-8、25-11～12

<仁賀保産業団地>

にかほ市平沢字古里 26、38

<立沢地区>

にかほ市平沢字立沢 152-1、153-1、156-1、157-1、165-1、167、169～171、173-1、173-5、174-1～4、175-1、181-1、181-5～6、182-1～3、185～187、188-1、189-1、190～195、196-1、197-1、197-3、198-1、199、200-1、206-1、208-1、210-1、211-1、212～217、218-1、219-1～2、220-1、224、228-1、237、245、255-1、257-1、259-1～2、260-1～3、262-1、264～266、267-1～2、268-1～2、269-1～2、269-5～6、270、272、273、275、277-1～2、277-5～6、278-1～2、281、284、285、289、291、294-1、300、311、316、318、322、323、326～328、332、333、338、341、342、351、352、353-1、354-1、355、356、357-1、358-1、361-1、362、363、364-1、368-1、370-1～2、387、388-1～2、389、390-1～3、391-1～2、392-1～2、393～397、398-1～5、399、400、401-1～2、402、403-1～3、404-1～2

にかほ市両前寺字家ノ浦 11-1、47-4、48、49-1、50～52、67～69、73-1、74、75、76-1～2、77-1、77-3、80-1～2、81、82、83-1～2、92、172-1～2、173-1～2、174-1～3、175-1～2、176-1～2

にかほ市平沢字前田 19-5、19-7～9、22、24-1～3、25、26、27-1、28、29-1、29-5、30-1、30-3、31～33、34-1、40-2、43、44-1、47-1～2、47-5、49、51、52-1、55-1、55-4、56-1、56-4、57-1、74、77-1、80、81-1、82-1、83～87、88-1～2、89-1～2、90～93、94-1～2、95-1～2、96-1、96-3～6、106～116、117-1～3、118-1、118-5、119-1、119-3、120-1、122-1、122-6、122-8、122-11、131-1、132-1、133-1、133-7、134-1～4、135、136-1～2、137-1～2、138-1～3、139-1～2、140、141-1～2、142-1～2、143、146、147-1～2、149-1～2、150、151-1～2、152-1～6、153-1、154、155-1～2、156-1、157-1、158-1～2、159-1、159-3、159-6、160-1、161-1～2、162-1～2、163～166、167-1～2、168、169-1～2、170、172-1、172-3、173～179、180-1～2、181-1～2、182～184、185-1、186-1、187-1、189-1、190-1、191、192-1、193-4、194-1、195-1～2、196-1、197-1、198-1

にかほ市平沢字前田 199-1、200-1、201-1、202-1、203-1、203-4、206、256-1、256-3～7、257-1～5、258-1、259、260-1、260-4～7、261-3、262-1～9、263-1～2、266、267-1～2

にかほ市平沢字町田 107-1、150-2、154-5、184-1～2、185、186-2、187-2

にかほ市両前寺字背中当 22

<山王森地区>

にかほ市平沢字井戸尻 19-1、36-2、36-9、40、45、53-1、53-4、59-1、68、80、81、
81-2～3、81-5、109-1、111-1、111-3～4、143

にかほ市平沢字新町 3

にかほ市平沢字山王森 15

にかほ市平沢字清水 30

○仙北市

<田沢湖地区>

仙北市田沢湖生保内字黒沢 119-1、237-1

仙北市田沢湖生保内字四十程 305-3～4、305-9

<西木町地区>

仙北市西木町西荒井字番屋 86-2、87-1、88-1、89-1、90-2、92～93、94-1、97、
100、102、158-2、171-1、172-1、173-1、174-1、175、
177、180～181、219-2、247～251

仙北市西木町西荒井字荒田 15、15-8

○美郷町

<千畑工業団地>

美郷町本堂城回字若林 118-2、89-1

○羽後町

羽後町床舞字軽内 180-4

羽後町新町字京塚野 1

設定する区域は、平成28年11月1日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

工場立地法に定める「特定工場」（一定の敷地面積又は建築面積を有する製造業等を行う工場）については、同法に基づき、原則、敷地面積に対して一定の比率以上の緑地及び環境施設面積を確保することが求められている。

当地域で集積が見込まれる電子・輸送機関連産業においては、新規立地企業が新たな敷地を確保する場合や既存企業が新たな設備投資や増設を実施する場合、用地の効率的活用への要請が強い。また、当地域には既に相当数の企業が立地し、集積が進んでおり、緑地を含む新たな用地の確保が困難であることから、秋田市「飯島地区、茨島地区、秋田湾産業新拠点」、横手市「横手第二工業団地」、湯沢市「湯沢工業団地、山田工業団地、深掘地区、白幡工業団地」、大仙市「中沢工業団地、北野目工業団地、東長野工業団地」、にかほ市「立沢地区、山王森地区」、美郷町「千畑工業団地」に工場立地法の

特例を適用する。

特例措置の適用により、工場用地の効率的活用が進み、新規立地及び既存企業の工場増設等のための工場用地の配分増加により、計画期間内に企業立地8件、新規雇用創出数160人が見込まれる。

なお、当該特例措置の適用にあたっては、地域の実情や住民の意思を踏まえ、県及び市町の環境保全部局や関係機関との調整を行うことにより、特定工場周辺の生活環境の保全を図る。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という）

（1）集積を行おうとする業種名

（業種名又は産業名）

電子・輸送機関連産業

（日本標準産業分類上の業種名）

〔電子部品・電子デバイス関連産業〕

- 11 繊維工業（1113炭素繊維製造業に限る）
- 16 化学工業（161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業を除く）
- 18 プラスチック製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（276武器製造業を除く）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業（312鉄道車両・同部分品製造業、313船舶製造・修理業、船舶用機関連製造業を除く）
- 32 その他の製造業（323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業（枠を含む）に限る）
- 39 情報サービス業
- 72 専門サービス業
- 92 その他の事業サービス業

〔輸送機関連産業〕

- 11 繊維工業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 23 非鉄金属製造業

- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業（312鉄道車両・同部分品製造業、313船舶製造・修理業、船舶機関製造業を除く）
- 32 その他の製造業（323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業（枠を含む）に限る）
- 39 情報サービス業
- 72 専門サービス業
- 92 その他の事業サービス業

（２）（１）の業種を指定した理由

当地域のうち、秋田市、湯沢市、由利本荘市、にかほ市、仙北市、潟上市、羽後町では電子部品・デバイスの高い集積があり、大仙市、横手市、美郷町は輸送機械や電子部品の分野で比較的高い企業集積が見られる。

当地域では、両業種の製造品出荷額、事業所数、従業員数とも県全体の占める割合が高く集積が進んでおり、自動車の電動・電装化や省エネルギー化が進んでいることで企業群としても重なる部分が多い。また、電子デバイスや材料系企業の技術が集積していることに加えて、当地域にある秋田大学及び秋田県立大学等の高等教育機関並びに秋田県産業技術センター等の試験研究機関との連携による技術支援、研究開発を進めることにより、自動車や航空機といった成長産業として期待される輸送機関連企業の立地・集積を促進することができる。こうしたことから、両業種を一体として集積を図ることが有効であり、両産業間で相互に刺激し合いながら、付加価値の高い産業集積の形成と持続的な地域経済の発展を実現していくことができることから、関連業種を指定するものである。

また、近年の医療現場では、電子カルテや処方箋などの医療IT化、医療機器の高度化が進んでおり、次世代の医療システム構築には高性能な電子部品・デバイスが必要不可欠である。当地域には、医療機器のQMS規格であるISO13485を取得した企業も立地しているほか、地域の強みを活かし、秋田県立大学、公益財団法人本荘由利産学振興財団、秋田県産業技術センター等の研究機関・支援機関との連携により、医療・福祉機器の研究にも取り組んでおり、さらなる産業の集積・事業の高度化のためには、医療・福祉機械器具製造業の立地が必要不可欠であるため、関連業種を指定するものである。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の新規立地件数	14件
指定集積業種の新規事業開始件数	41件
指定集積業種の製品出荷額等増加額	932億円
指定集積業種の新規雇用人数	1,100人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用用地等の整備に関する事項）

①企業ニーズの把握

県では、首都圏等県外での企業誘致活動の中で、工場新・増設等に必要な具体的なニーズの把握に努めるとともに、企業誘致アドバイザーや誘致済企業訪問専門員を配置し、誘致済企業やその本社、県内企業等のフォローアップを強化しながら、新たな生産・設備投資・雇用計画等の把握に努める。

また、県及び市町村が「秋田県企業誘致推進協議会」を組織し、誘致済企業や誘致企業の本社・親会社との懇談会を開催し、企業情報等の収集に努めるなど、一体となった誘致活動を行う。

②産業用用地・共用設備の整備等

県では、既存の工業団地の環境整備に努めるほか、秋田県産業技術センターにおいて、企業のニーズを把握しながら、研究開発に欠かせない機器や測定機器の充実を図り、研究開発や技術相談等の支援体制を整える。

（人材の育成及び確保に関する事項）

県では、自動車産業において、人材育成セミナー等の開催を通じて県内企業の中核的な人材を育成するとともに、工程改善アドバイザーによる改善指導や工程改善グループ研修の実施を通じて自ら考え改善を進める人材を育成する。また、県内大学と連携して加工技術セミナーを開催するなど、自動車産業に必要な加工技術の強化を図る。

航空機産業においては、航空機産業全般にわたる知識の習得を目的としたセミナーを開催するとともに、品質管理研修や加工技術研修等を開催する。また、将来の航空機産業を担う人材を育成するため、大学、秋田工業高等専門学校、高等学校等での特別講義の実施やインターンシップ等を行うほか、工業系高等学校等に専門的なカリキュラムを導入する。

（技術支援等に関する事項）

①秋田県産業技術センターによる支援

秋田県産業技術センターでは、電子デバイス産業及び輸送機産業等を重点開発分野と

位置づけており、共同・受託研究開発を行うとともに、産学連携のマッチングや競争的資金獲得を支援する。また、同センターの研究員が「技術コンシェルジュ」として企業現場を訪問し、技術提案をするほか、企業が抱える課題の解決や製品開発などの技術支援を行う。

②公益財団法人あきた企業活性化センターによる支援

公益財団法人あきた企業活性化センターは、中小企業者等へのワンストップサービス体制を整備し、総合的・専門的な一貫支援を行う。また、民間での豊富な経験を持ったアドバイザー等が、起業から技術開発、販路拡大まで幅広い相談に応じるとともに、融資、補助金、専門家派遣、事務所スペースの提供など、集中的な企業支援を行う。

③秋田県立大学・秋田大学による支援

電子部品・デバイスの集積地である本荘由利地域には、システム科学技術学部のある秋田県立大学本荘キャンパスが立地している。同学部では、機械知能システム学科、電子情報システム学科、建築環境システム学科、経営システム工学科の4つの学科を置き、地域連携・研究推進センターが窓口となって、地元企業に技術指導・助言を行うとともに、商品開発や技術改善等のための共同研究や受託研究を行う。

国立大学法人秋田大学では、理工学部生命科学科、物質科学科、理数・電気電子情報学科、システムデザイン工学科を設置し、広範囲にわたって研究を行っている。また、秋田大学産学連携推進機構では、地元企業からの様々な技術相談に対応するとともに、共同研究や受託研究を行うほか、平成28年4月には新たに「地方創生センター」を設置し、研究の側面から、自動車産業や航空機産業などの地域産業振興に取り組む。

(その他の企業立地及び事業高度化のための環境整備等に関する事項)

①輸送機産業への各種支援

県の成長戦略である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」(平成26年度～平成29年度)及び「あきた未来総合戦略」(平成27年度～平成31年度)において、輸送機産業の振興を重点推進事項と位置づけて、認証取得等に対する支援、メーカーと県内企業とのマッチング支援、一貫工程化やサプライチェーン形成につながる設備投資に対する支援などを実施する。

②国の技術開発事業等の活用

当地域の電子部品・デバイス関連産業及び輸送機関連産業における技術高度化や研究開発のために、秋田県産業技術センター等の試験研究機関や大学等で国の競争的資金を活用して、実用化・事業化を目指した開発を進めていく。

③初期投資軽減のための支援制度

県では、企業立地促進のための優遇施策として「あきたリッチプラン」を創設し、設備投資などへの最大40億円の助成制度や工場建設に対する最大10億円の融資制度、さら

には割安な団地分譲・貸付制度等を導入している。

また、構成市町においても、それぞれ独自に支援制度を創設したり、工業団地を整備するなどにより、企業立地の促進に努める。

④インフラ整備の推進

県央部の秋田市と潟上市及び県南部の3市とが秋田自動車道で結ばれているほか、日本海沿岸東北自動車道で秋田市と本荘由利地域が結ばれており、平成27年には象潟まで延伸されている。各自動車道が開通している湯沢市及びにかほ市は、県南部の道路交通上の玄関口であり、以南についても一部を除き事業に着手していることから、早期整備・延伸が期待されている。

秋田港は平成7年に国際コンテナ航路が開設し、現在は韓国釜山港、中国上海・青島及び大連港と結ばれている。また、釜山港で中継することにより、中国の他の港、東南アジア、北米、欧州など世界の主要な港と結ばれており、平成27年のコンテナ貨物取扱個数（実入り）は42,159TEUとなっている。

また、取扱量の増加に伴い、平成24年に供用を開始した国際コンテナターミナルの拡張整備を行い、年間処理能力を10万TEUに拡大したほか、荷役作業の効率化のため新たなガントリークレーンを2基体制に強化するなど、日本海側における東アジア地域やロシア沿海州地域との交易・交流の拠点としての機能強化を図っている。

(県域を越えた広域的な取組に関する事項(1))

自動車関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における産業集積の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して、下記事業を行う。

- ①ネットワーク構築・販路開拓（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - ・東北6県連携により設置する「とうほく自動車産業集積連携会議」等の事業として、自動車関連産業の集積地域である中部地域等における技術等展示会等や、東北域内の自動車部品メーカーを対象として展示商談会を実施する。
- ②人材養成（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - ・学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた設計技術習得研修を実施するとともに、次世代自動車分野に必要とされる人材の養成に取り組む。

(県域を越えた広域的な取組に関する事項(2))

半導体等関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における産業集積の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して、下記事業を行う。

- ①ネットワーク構築・販路開拓（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - ・最新技術動向等に関するセミナー、川下企業とのマッチング事業、展示商談会への出展等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

②人材養成（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

- ・学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた技術習得研修等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

（県域を越えた広域的な取組に関する事項（３））

医療・福祉機器関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における産業集積の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して、下記事業を行う。

①ネットワーク構築・販路開拓（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

- ・「東北地域医療機器産業支援ボード」等を通じて、各地域に所在する関連企業の情報共有、川下企業とのマッチングに向けたコーディネーターの配置や首都圏等における医療機器関連展示商談会への共同出展を通じた販路開拓事業、東北地域の関連企業のPRに向けた医療機器展示会の共同開催等を実施する。

②人材養成（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

- ・学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた技術習得研修等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

（県域を越えた広域的な取組に関する事項（４））

IT関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における産業集積の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して、下記事業を行う。

①ネットワーク構築・販路開拓（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

- ・最新技術動向等に関するセミナー、首都圏等に所在する川下企業とのマッチング事業、展示商談会への出展等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

②人材養成（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

- ・学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた技術習得研修等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

（環境保全に関する配慮）

産業集積の形成及び活性化に際して、事業活動に伴う大気汚染・水質汚濁の防止や騒音・振動・悪臭等の対策について、県、市町及び関係機関が緊密な連携を図りながら、必要に応じて、助言・指導を行う等、集積区域における環境負荷低減に向けた取組を促進することにより、地域の環境保全に十分な配慮をしていく。

また、集積区域の産業活動によって生じる廃棄物について、環境保全部局と産業振興所管部局とが一体となった企業指導により、3Rや適正処理を推進するとともに、集積区域住民に対し、必要に応じて環境保全対策に関する住民説明会を実施するほか、シンポジウムの開催、工場視察の受入れ等を通じて、十分な理解を図っていく。

(安全な住民生活の保全)

「秋田県安全・安心の街づくり条例」に則り、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を図る。特に、同条例の主旨を踏まえて、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないよう、住民の理解を得ながら、以下のことを推進する。

- ・事業所付近で犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明の設置等防犯設備を整備すること。
- ・道路・公園及び事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・交通事故や犯罪を防止するため、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設等の整備をすること。
- ・秋田県地域安全ネットワークによる地域安全活動を推進するために、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の法令教育による遵法意識の浸透及び従業員や顧客等が犯罪被害に遭わないための指導をすること。
- ・犯罪防止のため外国人を雇用しようとする際には、旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や県において必要な措置をとること。
- ・犯罪や事故防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮すること。
また、事件事故発生時において迅速な対応をとるため、警察への連絡体制の整備と捜査への協力を図ること。

- 9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

記載事項なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成33年度末日までとする。